

肥料取締法の規定による収去した肥料の検査結果の概要

肥料取締法（昭和二十五年法律第百二十七号）第三〇条第七項の規定により、平成二十八年度における普通肥料の収去結果の概要を次のとおり公表します。

平成29年2月6日

肥料の種類等	保証票添付者	肥料の名称	検査の概要				備考
			分析検査		保証票の検査	その他の検査	
			項目	指摘事項			
混合石灰肥料	アサヒミネラル工業株式会社	くみあい粒状ミネGスーパー	主成分—AL、CMg			ひ素、ニッケル、クロム、チタン、亜硝酸	
混合石灰肥料	〃	粒状土肥これだけスーパー	主成分—AL、CMg			ひ素、ニッケル、クロム、チタン、亜硝酸	
混合石灰肥料	〃	くみあい粒状ミネGスーパー2号	主成分—AL、CMg	保証成分量不足（CMg）		ひ素、ニッケル、クロム、チタン、亜硝酸	

- (注) 一 分析検査は、検査対象荷口全体の肥料を代表し得るように必要袋数（ばらの場合には必要部位数）を抽出し、混合した試料一点について検査した結果である。
- 二 分析結果項目に係る指摘事項は、分析値と規格・基準値又は表示値とを比較した結果である。
- 三 分析結果の項目の欄の略号は、次のとおりである。
AL：アルカリ分、CMg：く溶性苦土
- 四 分析検査の指摘事項の欄、保証票の検査の欄又はその他の検査の欄の空欄は、指摘事項等の該当事項がない場合である。